

富谷市記者会見資料②

令和5年4月26日

保健福祉部子育て支援課

担当：高橋

連絡先：022-358-0516

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金の支給

食費等の物価高騰に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、その実状を踏まえた生活の支援を行う観点から、国において「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を支給することが決定されました。これを受け、本市では下記のとおり支給します。

報道機関の皆様におかれましては、ぜひ取材していただきますようお願いいたします。

記

1. 支給対象者

- ① 令和5年3月分児童扶養手当受給者(低所得のひとり親世帯) [申請不要]
- ② 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」を受給した世帯等 [申請不要]
(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、障害児の場合は20歳未満)
- ③ その他直近で収入が減収した子育て世帯等 [要申請]

2. 給付額

児童一人につき5万円

3. 支給時期・支給方法

①の方

4月25日にお知らせを発送し、5月11日頃に振込予定。

[対象世帯数] 290世帯、[対象児童数] 448人

②の方

順次、お知らせを発送し、5月31日までに振込予定。

③の方

順次、市公式ホームページ等でお知らせします。